第臨時學生大會

議決案

高學部學生委員會

五項目の内実化の為に　　関大斗争勝利全学共斗会議

中教審答申、国大投路線、私大型見解反対の下に

1) 学生規定、寮・学館規定の撤廃。

2) 学内非常事態法、学則40・41条・学生課の廃止。

3) 工学部不正入学、体育推セン入学制度の自己批判と廃止。

4) 学友会費の凍結と学部自治会への還元。

5) 以上の点を大衆団交でもって文書でもって確認せよ。

以上が我々の掲げる関大ファッショ体制打破の五項目要求である。

我々がこの五項目を掲げたのは、関大ファッショ体制打破の具現化として~~まさに求~~められたものである。従って、これ等は個別項目の~~ひとつ~~単独として~~社会的~~からより出して審議すべきものでは無いと考える。五項目は関大ファッショ体制打破の例示としてのみ認めるのか、或いは拒否するのかという二者択一でしかあり得ないのだ。~~特に学生規定、寮・学館規定は~~学校当局の~~投路線の~~~~尖兵~~として存在する。即ち、産業社会(資本)に~~有用で従順な人間を創造する教育の場としての大学~~」を~~確保する為の~~ものである。具体的には~~学生の~~学内に於ける自主的活動を規制し、~~管理者として学生規定が存在する~~。豊国主義の名ならば生活主導を制しようとしているのが寮規定なのである。同じく~~学館規定~~についても言える。

~~そうであるが故に~~、我々はまず学生の~~学内日常活動の一切を解放せよ~~

~~要求は何れは~~~~ならず~~~~学館、寮~~の自主管理として。

(2)の学内非常事態法とは、例えば現在会館を封鎖中と云う非常事態なので、これは既に発令されており、機動隊導入に関する全権限は各々の教授の思想とは関係なく学長へ集中されている等である。これは、中教審、大学立法の内容である「管理、支配権の学長への集中」とピッタリ一致する。既に~~学内では中教審~~、大学立法が国会を通過するまでもなく、既にその中は貫徹されている。

学則40・41条は処分権の問題としてある。第一には処分の対象が「関大の教学方針に反したものを処分する」と云う点である。「関大の教学方針」とは、即ち社会

にあり、従って資本により有能な労働力商品を生産する為に学問（勿論ブルジョ
学問）を資本の要請にそって分化・細分化すると云う風な『教学方針』なのであ
。第二は、その様な処分が教授会自治によって一方的に学生に下されると云う点
ある。この処分は、あたかも中世の宗教裁判を想起させずにはおかない。
かも、教授会自治こそが、教授会自治の名による学生の管理支配こそが現在の大
を大学たらしめている限り、我々はこの教授会自治による処分を否定する。
生課の廃止とは、学生課の役割りが、学生の自主活動の抑圧規約としてある学生
定・寮・学館規定等によって規定され、その様な学生抑圧の中心機関として学生
が存在する。（例えば会館封鎖中日本刀・木刀をもって学生右翼と共に学生を検
していた職員や、右翼による体育館、第二学館封鎖の時、学生部長名で出された
本日の体育は休講にする』と云う告示等々）

工不正・体育推進入学制度とは、関大ファッショ体制の支配が、寮における
な封建的側面を支えとして始めて存在し得ると云う事なのである。

学友会費の凍結とは、現在の関大ファッショ体制の一本の柱が学生課であると
ころ、もう一本の柱とは学友会制度であると云う点からして、学友会制度の解体
目指すものである。（かも、学友会制度の権力とは具体的には、学校当局が正式
な機関として認めている点と、従って金を降ろしている点に認められる。
は、クラス決議、学生大会決議によって学友会離脱・解体を決議している
つであるが故に、過渡期の問題として、学友会予算を各学部単位に降ろす事が要
る。（例えば、クラス委員総会、或いは各クラスから会計委員を選んでもらが
を持つ。）そして、何にどの様に金を使い、予算を配分するのかは学部学生が
する事になるだろう。

各クラブ学友は離脱を勝ちとり、解放会館内にサークル室を置き、直の自治等サ
クル活動を展開しよう≫

夏の合宿は解放会館で行なおう＝連絡・問いあわせは解放会館内・書記局まで≫
解放会館を映画会・研究会・講演会その他催しものに解放します。≫

印刷物は解放会館印刷局で

全学大衆団交実現、五項目要求貫徹を、会館本部、学生部封鎖、全学無期入入で斗え！

中教審答申、大学立法闘争として、東大、日大を頂点とする国家教育制度が生みだした大学管理支配体制の再編、政治権力の直接介入に対するしかりを追求した各学部斗争委員会は、現在、関大管理支配機構解体に向け、関大本部、中枢機関封鎖を貫徹している。

関大会館本部バリ封鎖は関大闘争の原点であり、学生総体の矛盾感覚の集中点の表現であり、同時に関西大学に於る管理支配機構の中心部に対する挑発であった。即ち、我々全学共闘会に結集する各学部斗争委が追求して来た学友会解体、再建決議は、学生自治活動内部に於る自主規制、とりわけ日々化したサークル活動と、学生の根源的利害を貫徹しようとする自治会運動の新立場への拒否宣言としてあった。

更に、学友会機構をクラス委員会を中心とした機構へと改革する事により学生自治活動を学生の持つ能力、感性、知性を全面発展させ、根源的利害を築くものとして再編し、教授会、理事会から学生の権利を奪取するという決意としてあった。我々は、当局の学生自治への否定、介入を阻止すべく、関大会館本部バリ封鎖、実力抗議行動を貫徹した。

学友会機構離脱決議に対する学生部を母点とした大学当局、教授会側への実力抗議行動という意味では、当初本部バリ封鎖は、五項目要求貫徹＝関大管理支配体制解体という次限ではなく、学生自身によって不信感されたB級代表としてきめつけることにより、学生自治活動を限定しようと、五項目要求を圧殺しようとする当局、教授会の意図を粉砕するという意味を持っていたし、関大管理支配体制解体に向けたオー歩という次限であった。

教授会、大学当局は学生自治確立という最も基本的要求さえも拒否し、既成の学友会再建闘争以来の暴力的闘争圧殺、テロ秩序をもって応えた。6.12全学集会への暴力的介入、右翼、学生課職員の一体化した学内外に於る検問、バリケード解除に向けた夜間襲撃である。

全共斗部隊によるバリ実力防衛と右翼集団粉砕、学生内部に於る反体制意識の拡大、深化はオ2の斗争圧殺策動の必要性＝中教、学生部主催の全学集会に機動隊導入②拡大三者協議会の決議＝を生み出さずにはおかなかったが、全学部のクラス決議①全学団交実現②五項目要求貫徹③機動隊導入反対とつらぬいての学生に拒否され、且つ教授会内部の分裂を拡大せざる得なかった。

6.28学長主催の全学集会は最後の収拾策動として、"学長所見"という形で、関大管理支配体制の矛盾を表面的に受けとめ、"改革案"を提起し、現在まで放置して来た学生とのコミュニケーションを取りもどし、大学改革なるものに学生の意思を反映させることによって、関大管理支配体制の矛盾を隠蔽しようとした。

全学共斗会議は現在の管理支配体制の矛盾を五項目要求として表出し、一切の自己管理能力を奪われて来た、矛盾感覚を持った学生と、管理支配して来た教授会、大学当局が対立関係を前提とし、学生による権利奪取を確認するという場として全学大衆団交を実現しようとし、全学集会を2000名の学生の結集した力によって完全に粉砕しつくした。

我々はこの間、斗学圧殺を直接的に担って来た学生部を解体し、6.14～20全学大衆団交拒否、6.23～28全学集会開催という機能を停止せしめ、機関紙を媒介に学生自治を限定して来た事を一掃するだ。

学友会村村一学生部一教授会自治が全教育過程と産業社会総体に於る個別教育資本の防衛という一点に於て規定されその下に、学生の一切の感性、知性、　　が限定され、自己の知的対象を奪われて来た事に対し、その様な日常性と学生間の競争の原理を破壊することによって無期限ストライキ体制を村築し、五項目要求を貫徹せねばならない。

非常の闘大斗争は管理支配体制解体と同時に、それによって限定されて来た学生の全能力の発展であり、知性の結集であり、同時に個人の諸能力の発展によって、学生総体が発展し、利害が貫徹されるという人間的関係の確立であるサークル員、寮生の諸君は学館、寮の自主管理を目指し五項目要求と結合し、サークル間、寮間等に結集し本部封鎖を貫徹し自主管理を実現せよ。

学友会村村総評を勝ち取った生産的サークル員はあらゆる英知と文化を持って闘大本部バリケード内に結集し新たな文化創造の拠点とせよ。

全ての学友は五項目要求を学生の共通する根源的課題として認識し、全共闘を自己のものとして系統的に再編しようではないか！

全学共斗会議

三者協議会のギマン性

正課程

三者協は三年生の社会学部設置反対斗争の後、学校当局によって提起されつくったものである。三者＝理事、教学（各学部長）学生（中執、自治会執行部）の交的な話し合の場として設定された。三者協は社会学部斗争の総括と教訓を踏まえて当局が提起したものであることからも明らかのように、二度と社会学部斗争のような状況＝我々の直接的な要求の場であるところの団交の連続＝話しを煮詰めかえさない熱のものである。と同時により巧妙にそう大学の管理支配をスムーズに押し進める為のものでもある。それ故、当然三者協は決定権は単に不満の解消の場と化している。問題は、我々の当然の権利や要求すら話し合いという民主化ポーズと、近代化路線によって単に不満と化してしまうことである。三者協で話し合うことによって問題を先取りしワイ曲化して単なる不満で終らせる役割のために三者協議会は設定された。

役割と現実的意味

上のことを踏まえて考えるならば三者協は我々の基本的要求すら未然に単なる不満と化して解消して来たことは、我々の斗争の圧殺であり、自治破壊である。そして現実には三者協議会の存在すら認識していない学生が多いということはその欺瞞的な意味を明確に表現していると言えるだろう。

この斗争において当局が我々の直接的要求として、具体的に五項目を提起しているのに対し、一切答えようせず決定権のない話し合いという名のもとに固執したのであろうか、我々が学友会離脱したことは現在の学友会を否定したことであり、それは同時に今まで自治会、中執の存在の仕方を否定しているのであり、そして、我々の当然の要求をもワイ曲化してしまう三者協をも否定しているのである。当局が最初は三者協、そして次に拡大三者協というものに固執しているのは、未だに我々が否定したところの学友会中執を学生代表の基に置いているのであり、それはまさしく我々が具体的に五項目をかかげているところの内容を一顧をしない収拾第動以外の何物でもない。

我々が学友会を離脱したことは現実の闘争の最も低次元の、学生による学生支配の拒否であるのだ。それであるからこそ我々は五項目をかかげ、それを解答すべく場としての大衆団交を設定しているのであるし、それは決して話し合うというものでなく、我々学生の当然な要求を当局が認めるか認めないかという厳しく問い詰であるのだ。このことを抜きにしての話し合とは何であるのか。明らかに問題のすり替えであり、ワイ曲化である収拾策以外の何物でもないのである。

集会のギマン性

は三者協から拡大三者協そして全学集会へ次々に方向を変えた。しかし重要なことは今だに三者協の延長線上に問題の解決を置いていることである。それは話し合い路線である。

の具体的要求課題の五項目とそれ答えうるべく場としての大衆団交を設定していることに答えずにして、一体何の、どんな答え方があるというのだろう。我々が要求している五項目は決して話し合うものではなく、明確に我々の基本的な要求を学校当局が認めるか認めないかを問うているのだ。

それは、我々を管理支配しているところの当局への告発であるのだ。もし答える義務があるならば、その場は大衆団交以外にどうしてありえようか。我々はかってのように話し合うという近代的なポーズによって支配されることを拒否している。それは我々自身が管理支配されることを拒否斗いが五項目の内容であることを明確に獲得する場としての大衆団交、これを抜きにしてありえるのか。以上のことを踏えるならば全学集会がいかなる意味を持っている明白である。即ち、当局の最期の収拾策動以外の何物でもないのだ。我々このような斗争圧殺を断固粉砕していかなくては勝利はありえない。